

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る畜産クラスター計画認定要領

制 定 平成 28 年 2 月 26 日付け 畜第 1007 号
一部改正 令和 3 年 5 月 14 日付け 畜第 159 号
一部改正 令和 7 年 1 月 22 日付け 畜第 861 号

(趣旨)

第 1 この要領は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1572 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 1 の（1）に定める畜産クラスター協議会（以下「協議会」という。）が作成する畜産クラスター計画（以下「クラスター計画」という。）を認定するために必要な事項について定めるものとする。

(協議会の要件)

第 2 第 1 に定める協議会は、次の（1）及び（2）を満たすものとする。

- （1）運営を行うための事務局を設置しており、かつ、組織及び運営についての規約を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- （2）畜産を営む者の他、2者以上の異なる役割を担う構成員が参画していること。

(クラスター計画の認定基準)

第 3 第 1 に定めるクラスター計画は、次の（1）から（5）に掲げる基準を満たすものとする。

- （1）次の項目が記載されていること。
 - ① 協議会の名称及び構成員と役割
 - ② クラスター計画の目的
 - ③ 協議会の取組内容
 - ④ 協議会の行動計画
 - ⑤ クラスター計画の中心的な経営体の概要
 - ⑥ クラスター計画の取組により期待される効果
- （2）生産コストの削減、高付加価値化、新規需要の創出等を通じて地域の畜産の収益性の向上に資する計画と認められること。
- （3）地域の畜産における中心的な経営体への再編・合理化又は畜産農家以外の者との連携強化に資する計画と認められること。
- （4）岩手県酪農・肉用牛生産近代化計画と整合性が図られていること。
- （5）クラスター計画に定められた取組等が、以下の全てに該当すること。
 - ① 取組による収益性向上の効果が可能な限り定量的に示され、その効果の実現が見込まれること。
 - ② 協議会の構成員の連携・協力による取組であり、効果の発現のために果たすべき構成員の役割が定められていること。
 - ③ 取組の効果が地域内に広く波及すると見込まれること。
 - ④ 本事業を含む国庫補助事業の実施の有無に関わらず、収益性向上の取組が行われること。
 - ⑤ 中心的な経営体の取組は、クラスター計画の目的の実現のために必要なものであり、中心的な経営体以外の者との連携が継続的に行われるものであること。

(クラスター計画認定の申請手続き)

第4 クラスター計画の申請に係る手続きは、次によるものとする。

(1) 中心的な経営体が広域振興局農政担当部又は農林振興センターの所管地域内のみに所在する協議会の場合

① クラスター計画の認定を受けようとする協議会は、畜産クラスター計画認定申請書（様式第1号、以下「申請書」という）を、所管する広域振興局の農政担当部長又は農林振興センター所長（以下「部長等」という）へ提出する。

② 部長等は、提出されたクラスター計画が、第3の認定基準を踏まえ、適當と認められる場合は意見を付して、岩手県農林水産部畜産課総括課長（以下「総括課長」という）へ提出する。

(2) 中心的な経営体が広域に所在する協議会の場合

① クラスター計画の認定を受けようとする協議会は、申請書を総括課長へ提出する。

(認定審査)

第5 総括課長は、申請書を受理した場合、第3の認定基準に基づき内容を審査し、認定の可否を決定するものとする。

2 総括課長は、前項の規定に基づき、クラスター計画を認定した場合、当該申請協議会に対し、畜産クラスター計画認定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(クラスター計画の変更)

第6 クラスター計画の認定を受けた協議会が、当該認定に係るクラスター計画（過年度事業に係る認定要領に基づき認定した計画を含む）の内容を変更しようとする場合は、畜産クラスター計画変更承認申請書（様式第3号）により、第4、第5の規定に準じて取り扱うものとする。

(附則)

この要領は、平成28年2月26日から施行する。

(附則)

この要領は、令和3年5月14日から施行する。

(附則)

この要領は、令和7年1月22日から施行する。